

こども未来課

児童手当

手続き・必要なもの	期限
<p>■概要 児童手当の受給者、受給者の配偶者又は児童が亡くなったときは、手続きが必要です。</p> <p>■必要なもの 受給者が亡くなった場合、受給者の配偶者及び児童の通帳</p>	<p>死亡日の翌日から15日以内</p>
	<p>お問合せ先</p> <p>こども未来課 0584-53-1526</p>

児童扶養手当

手続き・必要なもの	期限
<p>■概要 児童扶養手当の受給資格者及び受給対象児童、扶養義務者が亡くなった場合、手続きが必要です。</p> <p>■請求できる人 同居の親族及びその他の同居者</p> <p>■必要なもの ○死亡を証する書類(受給資格者が亡くなった場合) ○児童扶養手当受給者証・受給対象児童の口座(受給資格者が亡くなった場合)</p>	<p>死亡日から14日以内</p>
	<p>お問合せ先</p> <p>こども未来課 0584-53-1526</p>

認定こども園変更届、認定こども園退園届

手続き・必要なもの	期限
<p>■概要 【保護者の変更届】 亡くなられた方が保護者の場合、新たな保護者への変更が必要です。 【保育料振替先口座の変更】 亡くなられた方の口座より保育料を振替していた場合変更の手続きが必要です。 【退園届】亡くなられた方が入所児童の場合、退園届の提出が必要です。</p> <p>■請求できる人 園児の新たな保護者又は同居の親族など</p> <p>■必要なもの ○通帳印 ○金融機関がわかるもの(通帳、キャッシュカードなど)</p> <p>■備考 給食費、副食費などの振替先はこども園で変更手続きが必要となります。</p>	<p>死亡後、当月以内</p>
	<p>お問合せ先</p> <p>こども未来課 0584-53-1526</p>

農林振興課

農地の貸付に関する相続手続き(田・畑)

手続き・必要なもの	期限
<p>■概要 農地を中間管理機構に貸し付けている方は、「土地所有者及び賃料振込口座等変更届出書」の提出をお願いします。</p> <p>■請求できる人 農地を中間管理機構に貸し付けている方</p> <p>■必要なもの ○相続をする方の印鑑(認印)</p> <p>■備考 ※提出先は農林振興課又はお近くの農協各支店になります。</p>	<p>毎年度 10月末まで</p>
	お問合せ先
	農林振興課 0584-53-1351

森林の土地の所有者の届け出

手続き・必要なもの	期限
<p>■概要 旧南濃町内の、市の森林整備計画区域内の土地の所有者が亡くなられたとき、その土地を相続する方は「森林の土地の所有者届出書」の提出をお願いします。</p> <p>■請求できる人 前述の土地を相続する方</p> <p>■必要なもの ○当該土地の位置を示す地図 ○当該土地の登記事項証明書そのほかの届出の原因を証明する書面</p> <p>■備考 ※「当該土地の位置を示す地図」は、農林振興課の窓口にて発行することもできます。</p>	<p>土地の登記情報の 変更後90日以内</p>
	お問合せ先
	農林振興課 0584-53-1351

MEMO

駒野奥条入会財産区 貸付地移動の手続き

手続き・必要なもの	期限
<p>■概要 亡くなられた方の住所が駒野又は奥条で、駒野奥条入会財産区内の山林の貸し付けを受けている場合は、「駒野奥条入会財産区 貸付地移動届」の提出をお願いします。</p> <p>■請求できる人 亡くなられた方の親族</p> <p>■必要なもの 貸付地を相続をする方の認印(相続などをする場合)</p> <p>■備考 ※提出先は、亡くなられた方の地区を担当する駒野奥条入会財産区管理会の委員です。 ※亡くなられた方が当該の山林貸付を受けているか不明な場合は、農林振興課基盤整備係へお問い合わせください。</p>	<p>相続などの方針が決まり次第</p> <p>お問合せ先</p> <p>農林振興課 0584-53-1351</p>

MEMO

農業委員会事務局

農地の相続手続き(田・畑)

手続き・必要なもの	期限
<p>■概要 相続(遺産分割、包括遺贈又は相続人に対する特定遺贈を含む)、法人の合併・分割、時効取得などにより、許可を受けることなく農地の権利を取得した方は、「農地法第3条の3の規定による届出書」の提出をお願いします。</p> <p>■請求できる人 農地の権利を取得された方</p> <p>■必要なもの ○登記したことの分かる全部事項証明書や登記完了証(電子申請)の写し</p> <p>■備考 ※正式な相続登記は、法務局での手続きが必要になります。 ※届出書提出後、後日受理通知書を郵送させていただきます。(毎月15日メ、月末郵送)</p>	<p>権利の取得を知った日からおおむね10カ月以内</p> <p>お問合せ先</p> <p>農業委員会事務局 0584-53-3429</p>

農業者年金手続き

手続き・必要なもの	期限
<p>■概要 年金被保険者が亡くなったとき、その遺族の方は「農業者年金死亡関係届出書」の提出をお願いします。</p> <p>■請求できる人 死亡一時金を請求される場合は、亡くなった方の3親等内の親族のうち、生計が同一である方 ※上記以外の場合は、お手数ですがお尋ねください。</p> <p>■必要なもの ○亡くなった方の農業者年金被保険者証(紛失した場合は紛失届) ○請求者の振込先がわかるもの(通帳、キャッシュカードなど) ○亡くなった方と請求者との関係が確認できる戸籍謄本</p> <p>■備考 ※提出先は、お近くの農協各支店になります。</p>	<p>死亡後10日以内</p> <p>お問合せ先</p> <p>農業委員会事務局 0584-53-3429</p>

生活・環境課

個別浄化槽管理者変更届・休止届など

手続き・必要なもの	期限
■概要 【亡くなられた方の浄化槽の名義に関する届出】 亡くなられたことにより浄化槽を使用しなくなった場合 又は名義変更する場合には、速やかに届出が必要となります。	新たに管理者と なった日から 30日以内
	お問合せ先 生活・環境課 0584-53-3195

西勝賀団地浄化槽使用者の口座振替の変更

手続き・必要なもの	期限
■概要 西勝賀団地浄化槽を使用している方で、亡くなられた方の口座から振り替えをしている場合、口座変更の手続きが必要となります。	なし
■請求できる人 新しく使用者となる方	お問合せ先 生活・環境課 0584-53-3195
■必要なもの 【口座振替を希望される場合】 <input type="radio"/> 通帳印 <input type="radio"/> 金融機関がわかるもの(通帳、キャッシュカードなど)	

犬の所有者変更届

手続き・必要なもの	期限
■概要 犬の飼い主が亡くなられた場合は、手続きが必要となります。 新しい飼い主が市内の場合は、すみやかに届出が必要となります。 新しい飼い主が市外の場合は、その方がお住まいの市町村で手続きが必要となります。	新たに飼い主と なった日から 30日以内
■必要なもの 特にありません	お問合せ先 生活・環境課 0584-53-3195
■備考 狂犬病予防法第4条第4項、第5項に基づく変更手続き。	

市役所以外で行う主な手続き

	主な手続き	期日	手続き窓口
<input type="checkbox"/>	普通自動車・125cc超のバイクなどの廃車・名義変更	(廃車) 亡くなられてから30日以内	岐阜運輸支局 ☎050-5540-2053
<input type="checkbox"/>	三輪・四輪の軽自動車などの廃車・名義変更	(名義変更) 新たな所有者となってから15日以内	軽自動車検査協会 岐阜事務所 ☎050-3816-1775
<input type="checkbox"/>	運転免許証返納	早めに	海津警察署 ☎0584-53-0110
<input type="checkbox"/>	電気料金の名義変更・解約		電力供給会社
<input type="checkbox"/>	ガス料金の名義変更・解約		各契約会社
<input type="checkbox"/>	NHK受信料の名義変更・解約		NHK
<input type="checkbox"/>	固定電話の契約継承・解約		NTT西日本
<input type="checkbox"/>	携帯電話の名義変更・解約		各契約会社
<input type="checkbox"/>	クレジットカードの解約		各契約会社
<input type="checkbox"/>	ケーブルテレビの名義変更・解約		各契約会社
<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求		加入されていた生命保険会社 または代理店
<input type="checkbox"/>	個別浄化槽・汲取トイレの 名義変更 使用しなくなるときは最終清掃の 申し込み		株式会社 日本環境管理センター ☎0584-65-1132
<input type="checkbox"/>	口座凍結の解除		各金融機関など
<input type="checkbox"/>	その他利用サービスの名義変更・ 解約(新聞・定期購読物など)	各社	

大切な人を自死で亡くされたあなたへ

～あなたはひとりではありません～

大切な人を自死で亡くしたとき、遺された方々はいろいろな感情を抱き、
 心やからだに様々な変化が現われることがあります。
 さまざまな思いを、自分の胸だけにしまっておかないで、まずはあなたの声をきかせてください。

千の風の会(岐阜県自死遺族の会)とは

千の風の会は、家族を自死により亡くされた方が集い、亡くなられた方への思いや自身の気持ちなどを安心して語り聴き合い、お互いを支え合う活動を行っている会です。

・分かち合いの集い

奇数月の第4日曜日 13:30～16:00

・サポートスペースれんげ草

原則第1水曜日 10:00～11:30



【各開催場所】

岐阜県精神保健福祉センター

(岐阜市鷺山向井2563-18 岐阜県障がい者総合相談センター内)

※詳しい内容については、岐阜県精神保健福祉センターまでお問い合わせください。

岐阜県精神保健福祉センター 千の風の会(岐阜県自死遺族の会)

検索

相談先

岐阜県精神保健福祉センター

☎ 058-231-9724

社会福祉課

☎ 0584-53-1139

相続に関する手続き

	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。亡くなられた方の本籍地の市区町村で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		<p>自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。</p> <p>【問い合わせ先】 岐阜地方方法務局 大垣支局 ☎0584-78-3347 大垣公証役場 ☎0584-78-6174</p>
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		<p>法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。</p> <p>【問い合わせ先】 岐阜家庭裁判所 大垣支部 ☎0584-78-6184</p>
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		<p>被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。</p> <p>【問い合わせ先】 税務課 課税第二係 ☎0584-53-1116</p>
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		<p>共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や市役所などへ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。</p>

	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	<p>被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認下さい。</p> <p>【問い合わせ先】 岐阜家庭裁判所 大垣支部 ☎0584-78-6184</p>
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4か月以内	<p>被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。</p> <p>【問い合わせ先】 大垣税務署 ☎0584-78-4101</p>
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10か月以内	<p>各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。</p> <p>基礎控除額=3,000万円+600万円 ×法定相続人の数</p> <p>【問い合わせ先】 大垣税務署 ☎0584-78-4101</p>
<input type="checkbox"/>	相続登記(土地・登記済家屋)	3年以内	<p>相続(遺言も含みます)によって不動産を取得した相続人は、その所有権を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。</p> <p>【問い合わせ先】 岐阜地方法務局 大垣市局 ☎0584-78-3347</p>